

太陽光発電の余剰電力買取制度においては、平成24年1月～6月における買取費用を、平成25年4月～平成26年3月分の電気料金において「太陽光発電促進付加金」として申し受けることとなります。

再生可能エネルギーの固定価格買取制度においては、平成25年4月分の電気料金において平成24年度と同じ単価（22銭/kWh）にもとづく「再生可能エネルギー発電促進賦課金」を申し受けることとなります。また、平成25年5月～平成26年4月分の電気料金において平成25年度の単価にもとづく「再生可能エネルギー発電促進賦課金」を申し受けることとなります（詳細内容は今後、経済産業省より示される予定）。

従って、平成25年度においては、「太陽光発電促進付加金」と「再生可能エネルギー発電促進賦課金」とを合わせてご負担いただくこととなります。

